

○4番（伊藤 治雄君） こんにちは、4番、伊藤治雄でございます。マスクを外して質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田 正彦君） 許可いたします。

○4番（伊藤 治雄君） 3月に入り、春らしくなってきましたが、まだまだ寒い日もあり、皆さんにおかれましては、体調維持に気を付けていただきたいと思います。また、新型コロナウイルス感染症の第3波も下降気味となっており、一日も早い収束を願うところであります。そのような中、感染症対策に携わってみえます方々に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告書に従いまして質問してまいりますので、よろしくご答弁願います。今回は、各課題ともより具体的な質問をなっておりますので、あらかじめご了解願います。

最初に1. 住宅環境の現状について（1）新規の住宅地整備状況について①直近の人口動態とその要因につきまして質問いたします。

初めに町長の施政方針にもありましたが、昨年、ある雑誌社が調査した移住先ランキングで本町は近畿地区で見事1位となりました。その分析では、医療体制の充実や災害対策や住民サービスへの期待度が大きいといった評価を頂いておりますが、日頃の行政に携わる皆様方の努力に敬意を表します。また、これ以外にも要素として、大規模商業施設の充実、道路、公園など公共インフラの整備状況などポテンシャルの優位性が挙げられると思います。一方、総務省がまとめている住民基本台帳人口移動報告によりますと、三重県は若者を中心に転出超過が長年続いていましたが、新型コロナウイルスの影響でこの傾向が減少しています。若者が地元にとどまることは企業と地域経済に及ぼす影響は大きなものがあります。

そこで数点お尋ねいたします。本町では令和元年度の行政報告書の住民基本台帳における総人口も世帯数も総体的に対前年比で増加していますが、一世帯当たりの人数では2.65人から2.62人に減少しています。ここ数年間の推移を踏まえ、総世帯数と総人口の関係をどのように推察していますか。

また、固定資産税賦課額算定のため実施している新築家屋調査から見た新築住宅件数の動向はいかがですか。

一方、ソフト面からの検証として、町外から転入された方々へのご意見、例えば、地価が安価である、子育てしやすい環境である、通勤・通学の利便性が良いなど、移転要因等を把握・集約していますか。

以上の項目から見て、トータルの観点として、今後の本町の人口推移についてどの

ような見解をお尋ねします。

次に②今後の住宅建設の見通しについてお尋ねいたします。まず都市計画法に基づく計画的な住宅開発や同法第34条第11号に基づく条例指定区域の住宅開発、これはいわゆる最近多くなっていますが、市街化調整区域であるものの、建築物が連坦している地域での開発が今後どのような規模で推移するかお尋ねいたします。

その中で、錦林自治体でも問題となっていますが、開発に関し、都市計画法第32条に基づく協議、これの合意形成を図る点では大切な行為と考えますが、本町としてはどの程度の範囲で協議するよう事業者へ指導していますか。

次に(2)空き家対策について、まず①直近数年間の空き家の状況と今後の推移について。平成27年に国が制定した空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、東員町では協議会を設置し、空き家等対策計画を策定し、同年にアンケートに基づき空き家の実態調査を実施しています。

そこで数点お尋ねします。調査時点の空き家総件数、適正に管理されている空き家、危険性の高い空き家、こういったものの数値はいかがでしたか。また、本町の空き家率は全国平均13.5%、三重県平均15.5%よりもかなり低い6.4%という結果につきましてのご所見をお伺いします。

また計画書では、計画期間を平成32年、令和2年度までの5か年としており、定期的な実態調査が必要としています。今後の新たな計画策定についてお伺いします。

空き家は超高齢化社会を迎える中、今後増加する傾向にあると考えますが、当局としてどのように捉え、どのように対処される予定ですか。

次に、令和元年度行政報告書都市計画費中、空き家等対策経費のA判定の現地調査とは具体的に何を行うものですか。また決算額が対前年度12万6,960円から減少し、1万4,000円となった理由についてご説明願います。

続いて②空き家に関する相談窓口の状況と税の優遇措置について質問します。計画書でも述べられていますが、所有者自身による解決は難しくなっており、所有者や周辺住民の空き家に対する相談窓口は必要と考えますが、その部署はどこにあり、また年間相談件数はどの程度ありますか。そのうち、解決に結び付いたもの、またそこから見えてくるものなどをお尋ねします。

次に、全国で空き家の総数はこの20年間で1.8倍に増加しており、その利活用が極めて重要と言われており、平成30年度の国土交通省資料では、全自治体の約4割が空き家バンクを設置済み、約2割が準備中または今後設置予定であります。各地域で空き家対策が進展している中、需要と供給の情報等を仲介する空き家バンク等を

本町では空き家特措法の制定以前の平成20年から設置し運用されていますが、利用状況や成立件数など、この利用実態についてお伺いいたします。

続いて税関係についてお伺いします。建物の取壊しによる土地に対する固定資産税の減額措置の解除を危惧されて取り壊さないケースの一つの要因とされています。そのため、取壊しにより一定期間固定資産税の減免や譲渡所得税の軽減といった税の優遇措置を講じ、空き家や空き地の循環を促し、地域の活性化に繋げている自治体は全国的にも県内にもあると伺っていますが、その実態とご所見をお伺いします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（島田 正彦君） 伊藤徳孝建設課長。

○建設課長（伊藤 徳孝君） 住宅環境の現状についてお答えします。

1点目の、新規の住宅地整備の状況でございますが、まず直近の人口動態は、過去5年間のデータを確認いたしますと総世帯数と総人口は年度ごとに小刻みな増減はあるものの、全体的に増加傾向でございます。しかしながら、1世帯当たりの人数はこの傾向に反して、年を追うごとに減少傾向にあり平成27年度は2.76人、令和2年度は2.60人となっております。これらの要因は核家族化に加え、高齢者の一人暮らしや単身世帯などの増加が主なものと思われま

す。新築住宅建築戸数につきましては、過去5年間の固定資産税の家屋調査の実績による平均で年間約140戸の住宅が新築されています。このことは、私見ではございますが価格が安いこと、津波の心配がない、交通の利便が良い、子育て支援が充実しているということが、本町に多くの新築住宅が建てられ、転入者が多い要因と思われま

す。2点目の、今後の住宅建設の見通しでございますが、近年の住宅の増加は市街化区域内の小規模住宅開発や市街化調整区域の許可基準である、都市計画法第34条11号の規定に基づく条例指定区域内での小規模住宅開発による新たな住宅の建設が大きな要因となっております。この開発実績といたしましては、過去5年間の平均で年間約50区画となっており、しばらくはこの水準で推移するものではないかと考えております。

また、住宅開発の許可に伴う都市計画法第32条に基づく協議につきましては、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ関係する公共施設の管理者の同意を得る等の手続が必要であると定められております。また、開発により雨水排水対策等の影響を受ける利害関係者として、例えば自治会、農家組合等との円滑な合意形成を図っていくため、事業者に対し利害関係者には丁寧な事業説明を行うよう指導してござ

す。

次に2点目の、空き家対策についてお答えします。本町の空き家につきましては、平成27年度の空家実態調査の結果では、町内で142件の空き家が確認され、その内、8件が倒壊の危険度が高い空き家と判定されています。なお、現在の倒壊の危険度が高い空き家は5件取り壊され3件となっています。他に平成27年度と平成30年度には、空き家所有者に対するアンケート調査を実施しておりまして、そのいずれの年度調査においても、空き家の維持管理について点検等を実施している、空き家で困っていることはないが今後あると思う、空き家の今後の活用について予定なしとの回答が多くを占めておりました。つまり、今すぐに問題となっている空き家は少ないが、今後の活用が決まっていない空き家が多いことが読み取れ、今後、適切な管理が行われない空き家が増加していくことを懸念しています。

空き家の実態は社会情勢の変化や各種施策に応じ、適宜見直す必要がありまして、空家実態調査は平成27年度に実施してから6年が経過していることから、国の補助事業を活用し令和3年度に再度、実施する予定でございます。

空き家の中には、適切な管理が行われていないことで老朽化による安全性の低下、防犯上の問題、景観や衛生の悪化等、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものもあると考えます。今後、空家の数が増加すれば、それらがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されます。そこで、不健全な空き家の発生を予防する空き家除却事業と、空き家の活用を促進するための空き家リフォーム支援事業を来年度、令和3年度から新規事業として予定しております。

令和元年度の行政報告書中の空家等対策経費で平成30年度と令和元年度の決算額の差異につきましては、平成30年度は先ほど申しあげました空き家所有者に対するアンケート調査を実施したことで、令和元年度決算額は平成30年度より減少しています。

空き家に関する相談窓口でございますが建設課で対応しております。相談件数につきましては、電話等の相談もあり正確には把握しておりませんが、月に1件程度であると思われまます。相談の内容は空き家の所有者からではなく、周辺の方からの雑草の繁茂等の管理不全状態の空き家についての内容が多く占めており、空き家の所有者に対しては、その都度、適正な管理に努めていただくよう書面による通知を行っております。空き家の所有者には、地域にとって深刻な問題に発展する前に、自発的な適正管理を行っていただきたいと考えております。

町では空き家対策の一環として空き家バンク制度を平成20年度に創設しておりま

して、現在までの成立件数は2件となっています。現在の登録状況は、空き家を利用したい方が9件、利用してほしい物件が1件となっております。制度の創設以来、空き家を利用してほしい物件の登録が圧倒的に少ない状態が続いています。これは、空き家バンクを利用せずに直接不動産業者へ依頼される方が多いと考えられますが、さらなる制度の周知、啓発に取り組んでまいります。

空き家放置の対策として、建物を取り壊した後も一定期間減税措置を講じたら取壊しが進むのではとのご意見でございますが、本町の取組といたしましては、税の優遇措置ではなく、空き家対策の一環として、先ほどにも申し上げました、来年度から実施予定の空き家除却事業や空き家リフォーム支援事業を活用いただければと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） 種々ご答弁ありがとうございました。今もご答弁にありましたように、都計法34条関係の戸数が年間50戸、これはしばらくこの数字で続くということを言われたので、非常に調整区域の開発も毎年、毎年進んでいるんだなと思います。これに関しては、慎重かつスピーディな対応をお願いしたいと思いません。

この関係の（1）について1件だけ再質問させていただきます。人口減少傾向にある中、人口の減少率をできるだけ少なくするためには、自然増が大きく望めない中、転入転出ニーズを的確に把握し、いかに東員町が魅力あるまちなのかをPRし、それに合った住宅地開発を計画すべきと考えます。町長の施政方針で、子育てするなら東員町と評価されていると述べられていますが、この点に関し、町長のご所見をお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（島田 正彦君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 質問の趣旨を。

○4番（伊藤 治雄君） 町長の施政方針で子育てするなら東員町と評価されているというふうに述べてみえますよね。ここら辺について、町長の今後に対するご見解とか、何か感ずるところがあればお聞かせいただきたいと。

○議長（島田 正彦君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 要するに、人口を減らさないためにという意味にとっ
ていいですか。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） 先ほどの答弁の中にも、住みやすさの要点として、子育てしやすい環境とか、交通の便がいいとか、こういった問題があります。こちら辺を踏まえて、町長が今後開発されるに当たりますのご所見があればお伺いしたいということです。

○議長（島田 正彦君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 住宅開発については、ご承知のように、今も答弁もありましたように、かなり制限があります。その中で3411を活用して、調整区域の中でも随分住宅開発が進んでいる、それが増える原因となっています。今、東員町の市街化区域の中でも、ほとんど開発すべきところがどんどん今なくなってきているという状況にあって、そういう中で、調整区域を活用するというので今やっています。

もう一つ、三和地区ですね。三和地区には市街化区域がないということで、このままだと、要するに三和地区に人口を増やす手だてがないということで、地区計画という手法を用いて、地域から要望を頂ければ、限定的ではありますがけれども、人口を増やしていけると、そして地域を活性化していけるという手法をとりながら、やはりこれから日本の人口はどんどん減っていきます。活力もなくなっていきます。それに東員町はどう対応していくかということをお問われている、今の時代だと思いますので、できるだけ活力ある東員町を残していくという意味で、できるだけ、需要があるならば、東員町へ若い人に入ってきていただいて、定住していただくという形になってくれば、地域が持続可能な地域になっていくのではないかなというふうに思っております。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。突然申し訳ございませんでした。

それでは（2）のほうで数点あるんですけど、時間の関係がありますので、絞り込みたいと思います。平成27年に実施した空家実態調査、この中で特措法で言う22項の特定空き家、こちら辺の法に基づく抽出は行っておるんですか、どうですか。

○議長（島田 正彦君） 伊藤徳孝建設課長。

○建設課長（伊藤 徳孝君） 平成27年度調査でございます。先ほどご答弁でも申し上げたように、極めて緊急度が高い危険のある空き家というところでA判定というものでございます。それが8件ございました。それが現在3件ということで、特定空き家まで認定するまでには至っておりません。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。法律では特定空き家という位置付けがあろうと思うんですけども、A判定イコール特定空き家という解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（島田 正彦君） 伊藤徳孝建設課長。

○建設課長（伊藤 徳孝君） A判定イコール特定空き家ということではなく、A判定の中で、現状を踏まえて相当危険であるということであれば、特定空き家になる。ただ、特定空き家になるに当たっては、現地調査等を行うわけでございますが、空き家の推進協議会という中に、専門部会を設けてございます。その部会のメンバーには建築士であるとか、鑑定士、それから土地建物取引の会員さんがございますので、その方たちに回っていただいて、まずは見ていただく。その中で判断していただいて、これが極めて危険、特定空き家になるとなれば、上位の東員町空き家等対策協議会で協議し認定するということになります。なお、現在残っておる3件につきましては、令和元年度にこの専門部会の方々と現地を調査いたしまして、まだ特定空き家にまでいかないということで判断を頂いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。その中で、先ほども答弁がありました、令和3年度に2回目の調査をし、新しい計画を作るというふうに答弁していただきましたが、ぜひともその中では、住民の安心・安全の観点から、現在の計画でA判定に相当するようなものが特定空き家というような言い方をしてみえますけども、特措法の14条の関係もありますので、2条2項における特定空き家を厳格に指定をお願いしたいと思います。そうすれば、14条の関係で助言・指導、それから勧告・命令、行政代執行というようなものが可能になってきますもので、そこら辺も踏まえた場合には、やっぱり特定空き家という限定な認定をお願いしたいと思います。この件についていかがお考えでしょう。

○議長（島田 正彦君） 伊藤徳孝建設課長。

○建設課長（伊藤 徳孝君） おっしゃるように、そういったものも踏まえて、調査時から6年経っております。改めて現地を調査するに当たって、今後、それを計画に結び付けていきたいと考えております。その中で、管理不十分な分につきましては、特措法に基づく手続等を勧められるように行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。その他、税についてもちょっとお聞きしたかったんですけども、時間の関係で割愛させていただきます。

続いて2. コロナ禍における福祉施策について（1）国が推進する自助社会の課題について①生活保護制度の申請状況と県の貸付制度の活用状況につきまして。まずは町資料によりますと、生活保護受給者数は過去5年間はほとんど同じ数値で推移していますが、ここ1年間はコロナ禍の関係で生活が大変な世帯もあると思います。一般的に考えれば、最低限、この1年間は認定件数は増加するものと考えられますが、件数が増加しないのは認定要件のハードルが高いなど、どこかに課題があるのではないのでしょうか。ご所見をお伺いします。

また、福祉事務所が設置されている自治体はそこで相談や手続などが可能であります。本町の場合はどのような流れを取るのですか。また、相談業務や就労支援などに際し、社会福祉士やケースワーカーが対応するわけですが、本町ではいかがでしょうか。

その他、生活困窮者対策として、県社会福祉協議会事業の生活福祉資金貸付制度というものが以前からあります。この制度につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付け対象世帯を低所得者以外にも拡大し、緊急小口資金等の特例貸付けを昨年3月より市町の社会福祉協議会を窓口として実施していますが、現在の相談件数や貸付件数はどのような状況ですか。

次に2番に移ります。②介護保険料の算定につきまして、全国的にも、東員町でも保険料が上昇傾向にありましたが、第8期では本来なら4,980円になるところを、338円の介護給付費準備基金取崩しにより、対前期比で2.1%、97円を減額し、4,649円となり、県平均基準額よりも相当低い状況になりました。過去6回の見直し期にもこのような措置が行われましたか。

次に、介護給付費準備基金は、その時々的情勢に合わせ、必要に応じ取崩し等が行われるものと理解しております。今回、第8期介護保険料が近隣市町では据置き、ないし若干の値上げを予定している中、本町では全国平均よりも相当安いにもかかわらず、介護給付準備基金を一人当たり338円取り崩した根拠はどこにありますか。

次に③国が改定した介護報酬額に対する町の考え方について。2021年度からの介護事業者に支払う介護報酬の改定内容が明示されましたが、事業者が新型コロナウイルス感染症にも対応しつつ、サービスの質の向上にも繋げる施策として、利用者の安心を支えたいとしています。今回の増額改定で、事業者の収入は増加しますが、反

面、介護保険料や利用者負担も増加する可能性もあると考えます。そのような点を踏まえて、今回の国による上乗せ額で十分と考えますか。また本町では、介護保険料の中で、介護報酬の占める割合はどの程度ありますか。また他の自治体と比較するとどのような状況ですか。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 石垣勝久地域福祉課長。

○地域福祉課長（石垣 勝久君） コロナ禍における福祉施策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、生活保護制度の申請状況と県の貸付制度の活用状況につきましては、昨年4月から1月末までの、生活困窮、生活保護等に関する相談件数は、延べ84件の34名であり、相談件数は増加傾向でございます。今年1月末の生活保護世帯数は47世帯の53名であり、昨年度の同時期と比較して同じ世帯数で、横ばいとなっております。この要因といたしましては、本町社会福祉協議会が窓口となっております公的資金貸付事業に加え、一時的な資金の緊急貸付が、簡易な手続で利用することができることなどにより、生活保護申請まで至っていないものと推測いたします。

生活相談の体制については、相談内容により地域福祉課担当職員、ケースワーカーになりますけれども、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会及び県福祉事務所と必要な相談体制を確保し、相談者に寄り添った丁寧かつ迅速な対応に努めています。また、緊急を要する相談内容等の際には、関係機関等と連携し、支援が途切れることのないよう必要な措置を講じております。

特例の緊急小口資金等貸付事業の申請状況につきましては、2月10日現在で、相談件数が449件の83名でございます。貸付件数は109件、貸付金額4,230万円となっております。町民の皆様の生活の安定に寄与しているものと考えておりますが、引き続き申請件数が増加するものと推測しております。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、経済の停滞が危惧されており、引き続き世帯収入への影響も懸念されますことから、今後につきましても、生活に困窮されている方等に対しまして、適切な支援が行えるよう県福祉事務所、社会福祉協議会やその他関係機関と連携を密にし、対応していきたいと考えております。

次に2点目の、介護保険料の算定につきましては、令和3年度からの第8期事業計画の期間では、議員からご質問がありましたように、65歳以上の皆様から納付いただく介護保険料の基準額を、第7期に対し97円減額の、月額4,649円と予定しております。これは本町特有の高齢者の年齢構成に加え、町民の皆様の健康意識の高

さなどにより、要介護認定率、介護保険給付が抑えられていることによるものと考えております。なお、今回、保険料基準額の算定に当たって、介護給付費準備基金を3年間で1億円取り崩すことを予定しております。過去においては、第2期、第6期及び第7期に取り崩しております。また、介護給付費準備基金は、最低限必要と認める額を除き、次期計画期間において歳入として繰り入れる必要があることから、将来の給付見込み等とのバランスも図り、取り崩す額を決定しております。

続きまして、3点目の、国が改定した介護報酬の増額に対する町の考え方につきましては、来年度の介護報酬の改定において、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、感染症や災害への対応力強化を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向け、その先の団塊ジュニアの世代が75歳以上となる2040年も見据えながら、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続性の確保を図るため、介護報酬プラス0.7%の改定が行われる予定でございます。介護報酬の増額については、サービスを効果的・継続的に提供いただくために必要な対策である一方、利用する側の負担増にも繋がることから、そのバランスを考慮した上で国が決定しているものと考えております。

次に、介護保険料は主に介護報酬等の介護給付費及び介護予防や認知症施策等に取り組む地域支援事業費で構成されており、第8期介護保険料の見込みでは、介護給付費の割合は約95%となっております。他の自治体との割合の比較については、おおむね同様であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。

数点、再質問させていただきたいと思います。まずは生活保護に関しまして1点目として、生活保護というのはご存じのように、憲法25条にも保障されている生活保護制度と県が実施するコロナ禍における生活福祉資金貸付制度、この2点をお聞きしましたけども、その利用者の実数に相当の開きがありますけども、そこは先ほどの答弁ではちょっと分かりづらいんですけども、なぜ生活保護の数字がずっと変わっていないにもかかわらず、この小口資金の貸付は相当増えているか、そこら辺について再度ちょっとご答弁をお願いします。

○議長（島田 正彦君） 石垣勝久地域福祉課長。

○地域福祉課長（石垣 勝久君） お答えいたします。昨日も国から生活保護の申請について国民の権利ですというような記事が載っておりました。なるべくこのと

きに生活保護も利用できるというようなことを新聞で見ましたけども、今回、生活保護申請のご相談というのはあるんですが、その前に緊急小口の貸付金というのが、これは今も答弁でお話させていただいたんですが、簡易にできるというか、毎月借りることもできるようになって、最大10か月ぐらい、月15万円から20万円という部分で特例金利貸付けができます。その分で、特にコロナの関係でそういう困窮者は増えておるんですが、その貸付けの方でまずは今は生活保護まで至っていないというのが現在の状況かなと思います。ではあります、この貸付けにつきましても、限度がございまして、今年度で大体一つの区切りが終わるということで、そうなりますと、貸付けができない場合については、やはり生活困窮された方については、生活保護の方に、県福祉事務所と相談しながら、そちらの方に移行していただくような形でお話をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。

もう1点、生活保護についてお聞きさせていただきたいと思います。今も、石垣課長から新聞等の報道についてちらっと述べられたと思うんですけども、厚生労働省の集計では、2020年1年間の生活保護申請件数が0.8%増加と、特に昨年4月の緊急事態宣言が発令されたときは、対前年同月比で24.9%、昨年の12月についても前年同月比で6.5%増加しておるといことなんですけども、生活保護制度については、生活困窮者等にとって、憲法で定めるとおり、最後のセーフティネットと言われており、国においても、昨日の新聞等で報道されておるように、申請は国民の権利ですと明記しております。相談するよう呼びかけ、弾力的運用を自治体に求めるということも言っておりますが、その点を踏まえて、今後積極的に推進するべきではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（島田 正彦君） 石垣勝久地域福祉課長。

○地域福祉課長（石垣 勝久君） 新聞によりますと、年間0.8%増えているということで掲載されておりました。0.8%と言いますと、東員町でいきますと47世帯でございまして、増える数としましては1世帯に至らないということでございますので、若干、もう1、2年しますと増加傾向が見えると思うんですが、現在のところ、まだその数字にはなっていないと思われまして。

それと、先ほど言ってみえました、生活保護制度の推進ということでございますが、生活保護制度は、議員おっしゃるとおり、最後のセーフティネットということで、大切なところでございます。しかしながら、その前に生活困窮者の自立支援制度という

のがございまして、生活困窮の給付費とか、住宅給付とか、いろいろ制度がござい
ますので、その部分で住民が困ってみえる部分で自立支援ができるような支援ができ
れば、そちらをまずは紹介いたしまして、その上で、生活保護制度を利用するべきも
のであれば、早急に県の福祉事務所と相談しまして、手続をさせていただきたいとい
うふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。

それでは続いて、介護保険についてお聞きしたいと思います。国が提唱する自助社
会の構築に際しては、2000年に介護保険制度が制定された時点での要支援の在り
方に認識不足があり、いやおうなしに制度改正を余儀なくされた経緯があると、私は
そのように考えております。本町のように介護保険税が安いということは望ましいこ
とと考えますが、制度のスタートから20年が経過し、サービス内容が多様化し、複
雑化していることを踏まえ、利用者本人の立場で分かりやすく使いやすい制度とし
て、介護の程度いかににかかわらず、本町独自の支援制度を今後検討してはどうかと考
えますが、ご所見をお伺いします。

○議長（島田 正彦君） 中川 賢健康長寿課長。

○健康長寿課長（中川 賢君） お答えさせていただきます。介護保険制度につ
きましては、やはり今後の高齢者数の状況であること等を考えますと、介護サービ
スの利用者の需要、それからサービス事業所、施設などの反対の供給の量、さらには
介護保険料のバランス等を考慮しますと、やはり介護保険制度の安定的な持続可能
な運営を考えると、やはり介護保険制度に合った全国統一のサービス提供、これも
ある一部必要ではないかと感じております。しかしながら、議員おっしゃるとおり、
やはり地域の実情、利用者の状況を勘案して、分かりやすい、使いやすい制度とい
うのは非常に重要だと考えております。

また特に、介護保険制度の中での地域支援事業、こちらは地域の実情に応じて取
組むとされておりますので、やはり本町におきましても、この介護保険の地域支
援事業、さらには高齢者福祉施策を町の実情に応じた形で拡充するとともに、新
たな取組も検討し、取り組んでいかななくてはならないと考えております。よろ
しく申し上げます。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。やはり独自の政策というのも
必要だということでは、私は絶対によく考えていただきたいなと思います。

関連して、ちょっと中川課長にお伺いしたいと思います。介護保険制度に造詣が深いと、私も聞いております中川課長ですので、よくご存じと思いますが、介護保険法は度重なる法律の一部改正が行われております。中でも現在、国が推奨している地域包括ケアシステムという用語については、2005年の法改正で初めて使われるようになり、窓口としての地域包括支援センターが創設されました。以降、2011年には自治体が地域包括ケアシステム推進の義務を負う、2015年には在宅医療と介護の連携推進、地域ケア会議の推進など、地域への負担を大きくしたと、私は思います。厚生労働省の地域包括ケア研究会で、自助・互助・共助・公助の位置付けを明確化し、公の負担を少なくしたものであり評価できません。超高齢化社会の中では、地域で互いに助け合うという考え方は必要かもしれませんが、国自身の総括もなく、3年ごとの制度改革や度重なる法律改正で一方向的に地域に押し付ける、この制度について、所管課長としてどのように考えられますか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（島田 正彦君） 中川 賢健康長寿課長。

○健康長寿課長（中川 賢君） お答えさせていただきます。町としましては、非常に答えにくいご質問ではございますが、平成12年に介護保険がスタートしまして、議員おっしゃったとおり、3年ごとに大きな改正がされ20年が経過しました。私個人的な、私的な感想ではございますが、やはりこの介護保険制度が2000年に始まって、今20年が経過し、2020年、2025年、2040年を見据えているような改正が行ってきたわけではございますが、もう2000年当初から見えていなかったのかなと、ちょっと後手、後手だなという感覚は否めません。しかしながら、やはり制度開設当初は、人口何十万人の大都市から、人口何千人、何万人の町村に至るまで、全て国で統一された画一的なサービス、いわゆる制度が行われておりました。それが制度改正を重ね、地域の実情に応じた取組、例えば地域密着型サービスの創設であったり、地域支援事業の充実等々、地域の実情に応じた取組を行う制度へと変わってまいりました。これに伴いまして、やはり地方、地域、それから町の役割は大きく変わってきたと感じております。

また、地域包括ケアの推進というものを柱に置きまして、行政のみではなく、やはり生活支援、介護予防等、民間企業であったり、地域、それから住民の皆様と連携した自助、互助の推進が重要ということが位置付けられました。これを行っていくには、行政がもちろん中心となり、民間、地域、それから住民、皆さんと繋がって、しっかりと地域を作っていくとはいけないと認識しております。

このような制度の中で、町、地域といたしましては、押し付けられるという認識で

捉えず、こういう地域の実情に応じたまちづくりができるチャンスを頂いたと捉えて、ぜひともこれを地域の皆様、住民の皆様にお伝えさせていただきながら、共に住みやすい東員町を築いていかななくてはならないと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） なかなか答弁しにくいところをありがとうございました。

生活保護の件に関しましては、SDGsの理念にもありますように、困窮から誰一人取り残すことのない施策の展開をお願いしたいと考えます。

また、介護保険に関しましては、一つの例を挙げさせていただくと、中川課長も県出向されたときに上司として厚労省から見えただ方に仕えたと思います。私も前職で総務省ないし厚労省から4人の上司に仕えたことがあります。そのうちの厚労省からの一人の方については、せっかく地方に来たんだから、地方の実態を知りたいということで、介護施設へ、本当に手弁当、自分の着替えも持って、寝食を共にし、そこで生活をし、実態というものを掴んでいただいて、帰ったときにはいい経験をさせていただいたありがとうございます。今後この経験を国の政策にも活かしていきたいということを述べられていたことが強く印象に残っています。これは本当に一部の方の考えです。大半の方については、机上の論理を制度設計して地方に押し付けるということが多いと思います。でなければ、これだけ法律の改正何かちよくちよく行われることはないと思います。一遍地方の実態というものをよく把握した中で制度設計をするのなら、これだけの制度改正をする必要もないし、法律改正もないと思います。やはり国が示された確実的な政策を地方も展開することは必要だとも考えますが、やはり介護予防など、東員町らしさというものを前面に出した独自のサービスの提供というものも心がけて、今後検討していただければと思います。よろしく願います。

それでは最後に3番目、東員第一中学校の移転事業について（1）移転計画の推進状況について①現時点の推進状況及び、②の今後の方針とロードマップにつきまして、先の議員の答弁でおおむね理解いたしましたので、通告内容の一部について質問させていただきます。既に用地買収に同意している多くの皆さん、新しい校舎での中学生生活を送れるよう、一日も早い開校を待ち望んでいる関係者の皆さんのためにも、行政当局の方々には難しい点もあろうと思いますが、その期待に応えていただきますことを強く望みます。私自身も東員第一中学校移転事業特別委員会委員でありますので、常に情報は委員会に報告いただき、議論できる体制に努めていただきたいと思います。

ておりますので、よろしく申し上げます。

そのような観点から、事業の進捗状況に合わせ、政策形成過程で難しい面もあろうかと思いますが、議会共々、地域住民の方々に対しても、同様な情報提供をお願いしたいと考えますが、地権者フォローの観点からのご所見をお伺いします。

また、当初コンセプトに関し、現時点で修正やコンセプトの変更など大きな点がありませんか、2点お伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（島田 正彦君） 岡野譲治教育長。

○教育長（岡野 譲治君） それでは、東員第一中学校移転事業の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。本定例会では、3名の方から東員第一中学校の移転事業に関するご質問をいただいております。大変ご心配をおかけいたしていると思っております。

当初計画では、令和5年秋の開校を目指しておりましたが、これまで申し上げてまいりましたとおり、用地交渉が難航し事業が遅れております。事業が遅れることで、移転に深いご理解をいただいております地権者の皆様や、中学校の移転を待ち望んでいる生徒や保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

東員第一中学校移転事業は、新しく中学校を建設するだけの事業ではありません。役場付近に移転し、隣接する公共施設群、体育館・武道館・総合文化センター・保健福祉センター等の有効利用を図ることで、教育の充実に繋がります。また、役場付近に隣接することで16年一貫教育プランの仕上げを担う中学校として、行政、議会、福祉、文化、商業についての体験型学習・プロジェクト型学習が可能となり本町の教育目標である「自己実現と社会の発展に貢献できる力の育成」と「東員町に愛着と誇り」に資することが可能になると考えております。

まだまだ越えなければならない問題は多くありますが、本町の教育や生徒にとって最もふさわしい中学校として、できるだけ早い時期に開校できるよう全力で進めてまいりたいと考えております。

また、事業の進捗状況につきましても、地権者の皆様、特別委員会へも随時、ご報告させていただきます。ご理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。ご答弁の中にあるのかどうか分からないですけども、コンセプトの変更修正というものは無いというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（島田 正彦君） 岡野譲治教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 大きく変更はありません、ますますもって、昨日と今日のこの議会の一般質問の論議をいろいろしてきまして、今後東員町、少子化や財政や介護や福祉、いろんなところで問題がいっぱい出てきます。今後、今の子どもたちはそういうことをいろいろ気付けて、考えていかなければならないということがあると思うんです。ですから、新しい中学校移転事業、そういうのを直に学ぶ機会というのを増やすことが、私は絶対に必要であると心強く思った次第であります。

大きなコンセプトの変更はありません。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 伊藤治雄議員。

○4番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。今後とも、職員一丸となって、重要施策の一つだと思っていますので、ご対応いただきたいと思います。

終わりになりますけども、今回につきましては、ハード、ソフト両面から魅力あるまちづくりを行うことにより、必然的に東員町の住みよさランキングも上昇するというのを常に念頭に置いて、施策の展開を図っていただきたいと考え、質問させていただきましたので、当局のさらなるご尽力を期待します。

また、新型コロナウイルス感染症について、県独自の緊急事態宣言も7日には解除されるようでございます。当局におかれましても、コロナ対策について、ワクチン接種を初め、国・県等の動向に注視していただき、最善の対応をお願いし、一般質問を終わります。

ありがとうございました。